

四国における交通施策のあり方検討会の開催について

平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法に基づき、平成27年2月13日に、2020年（平成32年）を見据えた交通政策基本計画が閣議決定された。今後、我が国が交通施策を推進するに当たっては、交通政策基本計画に掲げられた目標の実現に向けて取り組んで行くことが重要である。

また、四国においては、平成17年2月に、四国運輸局長の諮問機関である四国地方交通審議会より、四国全体における総合的な運輸施策の基本的方向性を示した「四国の運輸のあり方」についての答申が示されて以降、毎年フォローアップを重ねてきたが、平成27年2月で目標期間とされた「概ね10年」が到来したところである。

このため、今後四国において交通施策を推進していくに当たっては、これまでに行われた本答申のフォローアップに基づき、この10年間の総括及び今後の課題の整理を行うとともに、これらを踏まえて、交通政策基本計画の着実な実施に向けた、新たな四国の交通施策のあり方について検討していく必要がある。

●主な検討事項

- (1) 「四国の運輸のあり方」答申後の10年間の交通施策に係る総括
- (2) 交通政策基本計画の着実な実施に向けた新たな四国の交通施策のあり方

●基本的な論点

- (1) この10年間における交通をとりまく社会経済情勢の変化や交通に関する施策・取組が、四国の交通にどのような影響を与えたか。
- (2) 交通政策基本計画に掲げられた目標を踏まえつつ、四国の交通のあるべき姿に対し、現状と今後の課題をどう考えるか。
(視点)
 - 域外及び都市間の交通、都市地域の交通、過疎・人口分散地域の交通
 - 交通の質的向上（サービスレベル、情報・データの活用）
 - 安全・安心かつ災害に強い交通
 - 環境にやさしい交通
 - まちづくり戦略や観光戦略等地域戦略と交通
 - 交通を担う人材の確保・育成
- (3) 四国の交通のあるべき姿を実現するために、国、地方公共団体、事業者、住民、NPO その他の関係者の役割をどう考えるか。
- (4) 関係者が求められる役割を果たしていくためには、どのような方策が必要か。